

事由B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難

家計急変提出書類一覧

■共通（家計急変にお申し込みされる場合は、全員提出が必要です）

必要書類	提出先	チェック欄
① 給付奨学金確認書【原本】	本人→学校保管	
② 給付奨学金申請書（家計急変事由該当者用）【原本】	本人→学校→JASSO	
③ 課税証明書（学生本人と生計維持者分）【コピー可】	本人→学校→JASSO	

※①と②はA 3用紙 1枚で繋がっていますので、それぞれに分けて（A 4サイズに切って）学校に提出してください（学校は給付奨学金申請書を JASSO に提出します）。

※③は学生（本人）・生計維持者（急変がない生計維持者も含む）全員分の提出が必要となります。

<注> 既に予約採用や定期採用でマイナンバーを提出済の学生が家計急変採用に申し込む場合は、**再度マイナンバー提出書類（マイナンバー提出書、番号確認書類、身元確認書類）の提出が必要**です。専用封筒で、郵便局の窓口から簡易書留により、学生（本人）から JASSO（日本学生支援機構）に直接郵送ください。

■家計急変事由に関する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
④ 医師による診断書【コピー可】 ・「半年以上、就労困難」の記載があるもの ・就労困難な状況が開始した日（加療開始日や発症時期でも可）の記載があるもの	本人→学校→JASSO	
⑤ 病気休職中であることの証明書【原本】 ・雇用主（会社等）が作成又は押印したもの ・傷病による休暇（休職）について、「当該休暇（休職）の期間」、「当該期間中の給与等支給状況」について記載したもの ※自営業の場合や病気が原因で退職（失業）した場合（非自発的失業の場合は事由Cでお申し込みください）は、⑤に代えて【様式】「事故又は病気により離職し半年以上就労が困難な場合の事由による申告書」を提出してください。	本人→学校→JASSO	

■休暇（休職）期間中に給与が発生している場合

必要書類	提出先	チェック欄
⑥ 休暇（休職）期間中の給与の支払い状況を証明する書類【コピー可】 ・給与明細、給与支払（見込）証明書 等	本人→学校→JASSO	

■該当者のみ

必要書類	提出先	チェック欄
⑦ 在留資格及び在留期間が明記されている証明書【コピー】	本人→学校→JASSO	
⑧ 以下の書類のうち一つ【コピー可】 ・施設等在籍証明書（施設長発行） ・児童（里親）委託証明書（児童相談所発行） ・措置解除決定通知書（児童相談所発行） 等	本人→学校→JASSO	